

令和6年度4月入園等を申込みの際の提出書類について

① 旧書式の雇用証明等で記載してしまった場合

旧書式でも対応します。

② 就労証明書の記入例

市HP>「保育園 4月入園」で検索>【新年度】R6年4月入園～>就労証明書(記載要領付)(エクセル:58KB)PDF版(PDF:98KB)

③ 求職活動中(起業を含む)の方

求職活動申立書(起業の場合、事業計画書等も添付)を添付してください。

④ 申請時に育児休業中または産休中の方

令和6年5月1日までに復職できる場合に4月入園の申請ができます。

就労証明書に加えて「育休(産休)後復職誓約書」が必要です。

「保育施設等利用に係る育児休業関係申請書(復職証明)」は、復職日以降に提出する書類です。

⑤ 申請時に妊娠中の方

受入月齢は保育施設によって異なりますので確認してください。産休明け(生後57日以上)から受入可能な保育施設を希望する場合、令和6年2月4日までに出産予定であれば申請できます。利用申込書(A3白)、給付認定書申請書(A3ピンク)の申込児童氏名欄に、鉛筆で分娩予定日を記入してください。

⑥ R6年4月入園申し込み時書類の省略やコピー添付について

申し込みパターン	給付認定申請書(ピンク)	就労証明書等 R5/8/1以降の証明有効
R5年度4月から10月入所申請をして保留中の場合	有効期限内の認定証があれば省略可(認定証のコピーを添付する) 有効期限が過ぎている場合は、申請書が必要。	原本必要またはR5/8/1以降の証明書のコピー可 (既に市へ提出済の場合でも改めて提出してください)
11月途中入所と4月入所を同時申請する場合	必要 R5年度11月、R6年度4月申込み時それぞれで必要	11月途中入園で原本必要 (4月申込にコピー添付)
12月以降の途中入園申請予定の場合 (12月、1月、2月、3月)	必要	原本必要またはR5/8/1以降の証明書のコピー可 (既に市へ提出済の場合でも改めて提出してください)
在園者で、R6年度4月入園申請予定の場合	省略可 有効期限内の認定証のコピーを添付する (紛失した場合は再交付または認定申請書をあらためて提出)	〃
在園者で、12月以降の途中入園申請予定の場合 (12月、1月、2月、3月)	省略可 有効期限内の認定証のコピーを添付する (紛失した場合は再交付または認定申請書をあらためて提出)	〃
きょうだい同時に申請をする場合	一人ずつ必要	原本必要(原本は年少児に、コピーは上の子に添付)またはR5/8/1以降の証明書のコピー可
新2・3号の認定(認可外保育施設等や幼稚園の預かり保育の無償化)を持っている場合	必要	原本必要またはR5/8/1以降の証明書のコピー可 (既に市へ提出済の場合でも改めて提出してください)

※一度市役所に提出された書類は返却できません。書類のコピーをお持ちで無い場合は、あたらためて原本を提出してください。